

## 久喜市環境監査委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市環境基本条例(平成24年久喜市条例第35号)第27条第6項の規定により久喜市環境監査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見、要望等)

第4条 市民は、環境の保全及び創造に関する意見、要望書(様式第1号)を委員会に提出することができる。

- 2 委員会は、前項による意見、要望書を受理し、調査するか否かを決定したときは、環境の保全及び創造に関する調査通知書(様式第2号)により、提出者に速やかに通知しなければならない。

3 委員会は、第1項の意見、要望等に基づき、調査を実施した場合は、その結果を環境の保全及び創造に関する調査実施報告書(様式第3号)により、提出者に速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条第 1 項関係)

環境の保全及び創造に関する意見、要望書 年 月 日 久喜市環境監査委員会委員長 へ			
(提出者)	住所		
	氏名		
	電話		
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
久喜市環境監査委員会運営規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり意見、要望等を提出します。			
意見・要望等の内容			
※備考		※受理日	

(注) ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号(第4条第2項関係)

<p>環境の保全及び創造に関する調査通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">久喜市環境監査委員会委員長 印</p> <p>年 月 日付けで受理した意見、要望等については、久喜市環境監査委員会運営規則第4条第2項の規定により、</p>		
<p>調査する</p> <p>調査しない</p>		<p>こととしたので通知 します。</p>
<p>意見・要望 等の概要</p>		
<p>調査の概要</p>		
<p>調査できな い理由</p>		
<p>備考</p>		

様式第3号(第4条第3項関係)

環境の保全及び創造に関する調査実施報告書

第 号

年 月 日

様

久喜市環境監査委員会委員長

印

年 月 日付けで受理した意見、要望等により実施した調査結果について、久喜市環境監査委員会運営規則第4条第3項の規定により、次のとおり報告します。

調査の概要	
調査結果	
備考	